

## 高齢者インフルエンザ予防接種を実施します

実施期間は 10月15日(金)から12月までです。

- 《対象者》 ① 65歳以上で須恵町在住の人  
 ② 60歳以上65歳未満の人で心臓やじん蔵、呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（障害者手帳1級程度）をお持ちの人

自己負担**1,000円**で接種できます。  
 接種の際は、年齢・住所が確認できるものをご持参ください。

### 《実施医療機関》

- ①右表の町内医療機関  
 ②粕屋医師会加入実施医療機関（古賀市および粕屋郡内）  
 上記以外の医療機関で接種される場合は、役場保健環境課までお問い合わせください。

### 《予防接種を受ける前に》

接種を受ける前に、予防接種・副反応などについて説明書をよく読み理解したうえで接種を受けてください。気にかかることやわからないことがあれば、かかりつけ医にご相談ください。  
 説明書は、実施医療機関にありますので接種前によくお読みください。

※12月末の診療日・診療時間などについては、接種を希望する各医療機関にお問い合わせください。

病院	電話番号
水戸病院	935-3755
泰平病院	932-5881
原田医院	933-5521
市来医院	935-0165
岡医院	932-0458
千鳥橋病院須恵診療所	934-0011
須恵外科胃腸科医院	936-2355
貫外科胃腸科医院	933-5111
太田整形外科	932-8877
須恵中央眼科	931-1800

《問合せ先》 役場保健環境課 保健係  
 ☎932-1151

## ＝秋の住民検診[町内の病(医)院]のお知らせ＝

毎年1回定期的に健康管理のため忘れず検診をうけましょう！！

### 保健センター

#### 《申し込み受付について》

※土・日曜日・祝日の申し込み受け付けは行なっていません。  
 申し込み期間外の申し込みはできませんのでご了承ください。

日 時	10月4日(月)～10月15日(金) 8:30～17:00
申し込み方法	電話または保健環境課窓口で申し込みください。 申し込みの際は、住所・氏名・生年月日・電話番号・希望の検診項目・日程をお尋ねします。
申し込み先	保健環境課 ☎932-1151

#### 《検診日程》

検診日	10月27日(水)
	28日(木)
	29日(金)
	30日(土)
31日(日)	
受付時間	8:00～11:00

#### 《検診項目》

項 目	対 象	
生活習慣病	男・女	
胸部検診(結核・肺がん)	男・女	
胃がん検診	男・女	
子宮がん検診	女 性	
乳がん検診	視触診	女 性
	マンモグラフィ	女性50歳以上 ・春に受診されていない人
前立腺がん検診	男性45歳以上	
骨密度測定	女性20歳以上 ・春に受診されていない人	

#### 《結果について》

結果票は「住民検診結果説明会」の会場でお渡しします。  
 来れなかった人に対しては、後日ご自宅に郵送します。

### 町内病(医)院(無料)

#### ◆ 受診の際の注意点

- 正確な結果を知るためには朝食はとらないでください(治療中の人は主治医に御相談ください)。
- 診療時間内に受診してください。
- 結果は、受診された医療機関へ各自忘れずに聞きに行きましょう。  
 ご自宅へは郵送しません。

#### 実施医療機関・実施期間

●受診できる医療機関

医療機関名	電話番号	生活習慣病 (肝炎検査含む)	乳がん	子宮がん	大腸がん
水戸病院	935-3755	●			●
泰平病院	932-5881	●			●
原田医院	933-5521	●			●
市来医院	935-0165	●			●
岡医院	932-0458	●			●
千鳥橋病院須恵診療所	934-0011	●			●
須恵外科胃腸科医院	936-2355		●		●
貫外科胃腸科医院	933-5111		●		●
太田整形外科	932-8877				●
王子産婦人科医院	933-5050			●	
受 診 期 間		10月1日～ 10月30日	10月1日～ 10月30日	10月1日～ 11月30日	年 間
もっていくもの		健 康 手 帳			

※肝炎検査(B・C型)は、40歳以上で検査を希望される人、または過去の肝機能検査で異常があり、検査を希望する人が対象です。  
 (ただし、すでに、昨年検査を受けたことがある人、肝炎の治療をしたことがある人、または治療中の人は除きます)。

## ストップ野焼き！ 野焼焼却は禁止されています

町では、日ごろから廃棄物や野焼き防止パトロールなどを行い「不法投棄物や野焼きの自粛」を呼びかけています。しかし現状は、不法投棄物や野焼きの苦情が数多く出てあとをたちません。一般家庭や事業所などにおいて、野焼きを行なっているために「こみを燃やしている」「窓が開けられない」「洗濯物も干せない」「ニオイがすごい」など、多くの苦情が発生しています。

焼却による煙や臭いは、風向きにより広範囲に広がり、ダイオキシン類の発生など人体や生活環境に悪影響をおよぼします。ただし、次の行為は例外とさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、次のことは禁止されています。

### 禁止

庭、空き地などにおいて、ドラム缶やブロック圍い、地面、家庭用の簡易な焼却炉でこみを焼く。

- 国または地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 災害時の応急対策または復旧のためにやむを得ない廃棄物の焼却
- 風俗・慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- 落ち葉の焚き火など周辺環境に対して影響が少なくと考えられる軽微な焼却

※罰則 野焼焼却を行なったもの(違反者)は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が科せられます。

#### ▼問合せ先

役場保健環境課  
 ☎932-1151